

平成 26 年 8 月 6 日

各 位

会 社 名 三 井 情 報 株 式 会 社
代 表 者 代表取締役社長 社長執行役員 齋藤 正記
(コード番号：2665 東証第二部)
問 合 せ 先 取 締 役 執 行 役 員 清 水 徹
(電話番号 03-6376-1008)

支配株主である三井物産株式会社による当社株式に対する
公開買付けの実施及び応募の推奨に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、以下のとおり、当社の支配株主（親会社）である三井物産株式会社（以下「公開買付者」といいます。）による当社の普通株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨することを決議致しましたので、お知らせ致します。なお、当該取締役会決議は、本公開買付け及びその後の一連の手続により当社の普通株式が上場廃止となる予定であることを前提として行われたものです。

1. 公開買付者の概要

(1) 名称	三井物産株式会社
(2) 所在地	東京都千代田区大手町一丁目 2 番 1 号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 飯島 彰己
(4) 事業内容	鉄鋼製品、金属資源、機械・インフラ、化学品、エネルギー、生活産業、次世代・機能推進などの分野における商品の販売、輸出入・外国間貿易及び製造。リテール、情報通信、技術、輸送、ファイナンスなどの総合的なサービスの提供。エネルギー・鉄鋼原料などの資源開発事業。IT、再生可能エネルギー、環境関連事業に代表される新分野への事業投資。
(5) 資本金の額	341,481 百万円（平成 26 年 3 月 31 日現在）
(6) 設立年月日	昭和 22 年 7 月 25 日
(7) 大株主及び持株比率 (平成 26 年 3 月 31 日現在)	日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口） 7.91% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口） 5.87% 株式会社三井住友銀行 2.10% 日本生命保険相互会社 1.91% パークレイズ証券株式会社 1.36% 三井住友海上火災保険株式会社 1.35% 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口 1） 1.18% ザ バンク オブ ニューヨーク 133522 (常任代理人 株式会社みずほ銀行) 1.13% ステート ストリート バンク ウェスト クライアント トリーティ (常任代理人 株式会社みずほ銀行) 1.12% 第一生命保険株式会社 (常任代理人 資産管理サービス信託銀行株式会社) 1.11%

(8) 上場会社と公開買付者の関係	資本関係	公開買付者は、当社の発行済株式総数（118,343,100株）の58.37%に相当する69,078,900株を保有しております。
	人的関係	本日現在、当社取締役のうち1名が公開買付者の従業員を兼務しております。 なお、平成26年3月末日現在、当社の従業員12名が公開買付者へ出向しており、公開買付者の従業員11名が当社へ出向しております。
	取引関係	当社は、公開買付者及びその関係会社に対し、システム開発・保守運用、ネットワーク機器販売、データセンターを利用したサービス事業等の取引関係があります。
	関連当事者への該当状況	公開買付者は、当社の親会社であり、当社の関連当事者に該当致します。

2. 買付け等の価格

普通株式1株につき、255円（以下「本公開買付価格」といいます。）

3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由

(1) 意見の内容

当社は、本日開催の取締役会において、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨することを決議致しました。

なお、上記取締役会決議は、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「⑤利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」に記載の方法により決議されております。

(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由

① 本公開買付けの概要

公開買付者は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）69,078,900株（当社が平成26年6月18日に提出した第23期有価証券報告書に記載された平成26年3月31日現在の当社の発行済株式総数118,343,100株に対する割合：58.37%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有し、当社を連結子会社としていますが、この度、当社を公開買付者の完全子会社とすることを目的とする取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、平成26年8月6日の取締役会において、当社の発行済株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式を除きます。）を対象とする本公開買付けを実施することを決議したとのことです。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等の全部の買付けを行うとのことです。

また、公開買付者は、本公開買付けにより、公開買付者が当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、公開買付者が当社株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式を除きます。）を所有することになるよう、当社に対して下記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する

事項) 」に記載の一連の手続の実施を要請する予定であるとのことです。

② 本公開買付けの背景及び理由

公開買付者は、総合商社として、我が国の産業の発展・成長に資するべく、鉄鋼製品、金属資源、プロジェクト、機械・輸送システム、化学品、エネルギー、食糧、食品、コンシューマーサービス、次世代・機能推進の各分野において全世界に広がる営業拠点とネットワーク、情報力等を活かし各種事業運営や投資活動を多角的に展開しているとのことです。公開買付者の次世代・機能推進本部は、公開買付者グループに対する、IT・金融・物流といった横串機能の提供を通じ、公開買付者の次世代ビジネス創造、業態進化と収益力強化への貢献をミッションとして平成 25 年 4 月に発足したとのことです。その中で、IT 分野においては、高速通信、E コマース、電子決済等の通信・サービスプラットフォームをコア事業とし、マーケティング、コンタクトセンター等の周辺事業を組み合わせる「通信・インターネット領域」、スマートグリッド、スマートコミュニティ、医療・ヘルスケア IT、農業 IT 等各産業分野での IT を活用した次世代型事業創出に取り組む「新社会システム領域」、そして両領域を支える「IT ソリューション領域」の三つをコア領域と整理し、当社を IT ソリューション領域の中核会社と位置付けているとのことです。

一方、当社は、インフラからアプリケーションにわたるお客様のシステム全体について、コンサルティングから設計・構築、運用・保守に至るシームレスな ICT（注）サービスを提供しております。主な事業としては、①顧客ニーズに総合的に応えるために、各種アプリケーションからネットワーク構築までトータルサービスを提供する「インダストリーサービス」、②コンタクトセンターをはじめとするコミュニケーション事業及びデータセンターやクラウドサービスを利用したサービス事業の企画、開発、販売等に関する業務を提供する「ソリューションサービス」、並びに③顧客システムの運用・保守に関する業務を提供する「テクニカルサポートサービス」の 3 事業を手掛けております。

（注）： ICT（Information and Communication Technology）とは「情報通信技術」の略であり、情報処理及び情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称です。

当社は、平成 19 年 4 月 1 日に、公開買付者の子会社であった三井情報開発株式会社とネクストコム株式会社が合併することにより誕生致しました。なお、公開買付者は平成 19 年 4 月 1 日以降、本日に至るまでの間に、当社株式の追加取得は行っておりません。

三井情報開発株式会社は、昭和 42 年に公開買付者の情報システム部門が株式会社コンピュータシステムズサービスとして独立して誕生し、昭和 45 年に三井情報開発株式会社に商号変更し、平成 13 年に東京証券取引所市場第二部に株式を上場しております。

ネクストコム株式会社は、平成 3 年にネットワーク機器の販売を目的として米国 3Com 社との合弁でスリーコム株式会社として設立された後、平成 6 年にネクストコム株式会社に商号変更し、平成 16 年には東京証券取引所市場第二部に株式を上場しております。また、同年、公開買付者の子会社

であったアダムネット株式会社及び株式会社ビーエスアイと合併しております。

当社は、平成 19 年 4 月の合併以後、インフラからアプリケーションにわたるシームレスな総合 ICT サービスの提供による成長を目指してまいりました。しかしながら、近年、ICT ハードウェア製品及びアプリケーションにおいて価格競争が激化するとともに、これら ICT システムのコモディティ化（一般化）による価格下落が生じております。また、ICT ハードウェア製品の保守業務についても、製品価格下落の影響を受け、縮小傾向となっております。

加えて、システム開発分野におけるお客様のニーズは、個別にシステムを構築し保有する形から、ネットワークを介して提供されるアプリケーションを利用する形であるクラウドサービスへと移行しつつあり、従来の受託開発型のシステム開発及びこれに伴う運用・保守業務は縮小傾向にあります。

このような厳しい市場環境の中、当社は経営努力を重ねてまいりましたが、事業構造の変革が進まず市場環境の変化への対応に遅れが生じたことにより、当社の連結売上高は、合併初年度である平成 20 年 3 月期の 590 億 97 百万円から漸次減少傾向を示し、平成 26 年 3 月期は 459 億 91 百万円でありました。当期純利益も同様に、合併以降、減益傾向が継続しております。当社では、市場環境の変化に合わせて事業構造を早急に変革していくことが、当社事業の継続性の観点からも喫緊の課題と認識しております。

一方、公開買付者によれば、このような環境下で、当社が IT サービス市場、及びそれらの関連市場において収益を確保し、成長を実現するためには、安定した財務基盤の下で、高度で大規模なシステムの構築力を強化し、関連最新技術を取り込む等の IT 機能の先鋭化や、様々な関連産業の業務ノウハウの蓄積や活用を、公開買付者グループを挙げて行う必要があると考えているとのことです。モバイルインターネット、クラウド・コンピューティング、ビッグデータ、スマートデバイス、ユニファイド・コミュニケーション、電子決済等、IT により産業が変革する分野での新規事業の構築・拡大を狙う公開買付者にとり、これらの分野で豊富な実績を持ち、かつ関連技術の蓄積を進めている当社は、事業を共に遂行するパートナーとして益々重要な位置を占めるようになっていくとのことです。さらに、グローバルにあらゆる産業を相手とする公開買付者にとって、公開買付者の事業に即した IT 機能を保有し、それを最大限活用することは必須と考えておりますが、その機能の担い手としては、基幹システム構築をはじめこれまで公開買付者の情報戦略を支えてきた当社が最適であり、今後もその重要性は増していくものと考えているとのことです。また、公開買付者としては、当社については、市場環境の変化に即し、従来のシステム受託開発型事業からサービス開発・提供型事業への方向転換が必要な時期に差し掛かっていると考えているとのことです。

かかる状況の中、当社と公開買付者は、平成 26 年 4 月下旬の公開買付者からの提案を機に、当社は、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして西村

あさひ法律事務所を選任し、公開買付者は、公開買付者及び当社から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下「野村証券」といいます。）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任の上、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び公開買付者は、公開買付者グループの IT 分野における中核会社である当社と公開買付者との一体経営を実現することによって事業検討に関する情報共有及び意思決定が迅速化し、当社の喫緊の課題である激しい市場環境の変化に合わせた事業構造の変革、及び業績の向上が可能となるとの結論に至り、以下の理由から本公開買付けによって当社が公開買付者の完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至りました。

完全子会社化実施後、公開買付者は当社へ更なる経営資源の投入を行い、双方の持つ事業優位性を活用しながら一体経営を行うことを考えているとのことです。これにより、以下のような効果が期待され、当社を含む公開買付者グループの更なる収益基盤強化と企業価値向上が可能になるものと考えているとのことです。

- (a) 営業面や人事、投資も含めた公開買付者との一体経営を通じて、クラウド・コンピューティングやビッグデータ、ユニファイド・コミュニケーション等の領域でのビジネスモデルの変革を促進し、当社の事業会社としての成長を加速させること
- (b) 当社の事業会社としての成長により磨かれた IT 機能を通じて、公開買付者グループ企業の競争力強化・次世代型ビジネスの創出に寄与すること
- (c) グローバルネットワークや各産業へのリーチを有する公開買付者の事業基盤を最大限活用し、当社を成長させ、両社が双方向で活用し合うことで、「公開買付者の IT 総合力」、「当社の事業力」を互いに引き上げていくこと

当社としても、公開買付者との一体経営を通じて公開買付者の多様なビジネスへの関与を一層拡大し、企業競争力の強化や新規事業の創出等を加速して当社の成長を実現したいと考えています。

なお、当社の完全子会社化以降の当社の事業に係る公開買付者の戦略や将来の事業戦略については、当社と公開買付者が今後協議の上、決定していくこととなりますが、公開買付者は、当社の完全子会社化後も、当社の事業の特性や当社の強みを十分に活かした経営を行い、当社事業の強化を図っていくとのことです。また、当社の完全子会社化以降の当社の役員構成その他の経営体制については、今後、公開買付者と当社との間の事業シナジーの実現に向けて、最適な体制を検討していく予定とのことです。

- ③ 本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を推奨するに至った当社の意思決定の過程及び根拠
- 当社は、公開買付者からの本公開買付けを含む本取引に関する上記の提案を受け、下記「(3) 本公開買付けの公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの

公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から受けた法的助言、並びにファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から取得した株式価値算定書（以下「本株式価値算定書」といいます。）の内容及び同社からの助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために当社の諮問機関として平成 26 年 5 月 28 日に設置された第三者委員会から提出された答申（以下「本答申書」といいます。）の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行いました。

当社としては、当社が公開買付者の完全子会社となり公開買付者との一体経営を行うことによつて意思決定が迅速化し、当社の喫緊の課題である激しい市場環境の変化に合わせた事業構造の変革、及び業績の向上が可能となるという結論に至り、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することとしました。

また、本公開買付価格が、(i) 下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による当社株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法及び類似企業比較法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF 法」といいます。）に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、(ii) 本公開買付けの公表日の前営業日である平成 26 年 8 月 5 日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値 185 円に対して 37.8%（小数点以下第二位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）について同じとします。）、平成 26 年 8 月 5 日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 180 円に対して 41.7%、平成 26 年 8 月 5 日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 166 円に対して 53.6%、平成 26 年 8 月 5 日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 160 円に対して 59.4%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去の同種案件との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii) 過去 5 年間における当社株式に係る東京証券取引所市場第二部での取引価格を大きく上回る価格であること、(iv) 下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(v) 上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、当社と公開買付者間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断致しました（判断過程の詳細については、下記「(3)本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照下さい。）。そこで本日開催の取締役会において、当社の取締役である中島透氏及び社外取締役である馬場由顕氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

なお、当社の取締役である中島透氏は、公開買付者との間で本取引に関する協議・交渉が開始された時点においては、公開買付者の完全子会社である韓国三井物産株式会社の代表理事社長であったため、本取引に関し当社と利益が相反するおそれがあることから、また、当社の社外取締役である馬場由顕氏は、公開買付者の従業員を兼務しており、本取引に関し当社と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、当社の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していません。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

(3) 本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社は、本日現在において公開買付者の連結子会社であるため、当社及び公開買付者は、当社の少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置として以下の措置を実施致しました（なお、以下の記述中の公開買付者において実施した措置等については、公開買付者から受けた説明に基づくものです。）。

① 公開買付者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

公開買付者は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関としての公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券に当社の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、野村證券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しないとのことです。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて、当社の株式価値の算定を行い、公開買付者は野村證券から平成 26 年 8 月 6 日に当社の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書（以下「公開買付者株式価値算定書」といいます。）を取得したとのことです。なお、公開買付者は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された当社株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

(i) 市場株価平均法：	160 円～185 円
(ii) 類似会社比較法：	193 円～213 円
(iii) DCF 法：	203 円～279 円

市場株価平均法では、平成 26 年 8 月 5 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当

社株式の基準日終値 185 円、直近 1 週間の終値単純平均値 180 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 180 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 166 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 160 円を基に、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 160 円から 185 円までと分析しているとのことです。

類似会社比較法では、当社と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて当社株式の株式価値を評価し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 193 円から 213 円までと分析しているとのことです。

DCF 法では、当社から提供された事業計画、当社へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した平成 27 年 3 月期以降の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて当社の企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの価値の範囲を 203 円から 279 円までと分析しているとのことです。

なお、DCF 法の前提とした当社の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、平成 26 年 3 月期に行った組織体制の見直しによる営業体制の強化及び新ソリューション開発の強化の効果として、増収増益を見込んでいるためであります。

公開買付者は、野村証券から平成 26 年 8 月 6 日に取得した公開買付者株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、当社の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、当社株式の過去 6 ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、当社との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に平成 26 年 8 月 6 日の取締役会において、本公開買付価格を 255 円とすることを決定したとのことです。

なお、本公開買付価格 255 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 26 年 8 月 5 日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値 185 円に対して 37.8%（小数点以下第二位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）について同じとします。）、「平成 26 年 8 月 5 日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 180 円に対して 41.7%、平成 26 年 8 月 5 日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 166 円に対して 53.6%、平成 26 年 8 月 5 日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 160 円に対して 59.4%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっております。

② 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、公開買付者から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付価格に対する意見表明を決定するにあたり、公正性及び客観性を担保するための措置として、当社及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に当社株式の株式価値の算定を依頼しました。なお、みずほ証券は、当社及び公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有しておりません。

みずほ証券は、当社が提供した財務情報及び財務予測等に基づき一定の前提及び条件の下で、市場株価基準法、DCF 法及び類似企業比較法を用いて当社の株式価値の算定を行い、当社はみずほ証

券から平成 26 年 8 月 5 日付で本株式価値算定書を取得致しました。なお、当社は、みずほ証券から本公開買付価格の妥当性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。

上記各手法において算定された当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

市場株価基準法：	160 円～185 円
DCF 法：	239 円～260 円
類似企業比較法：	229 円～247 円

市場株価基準法では、平成 26 年 8 月 5 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における当社株式の基準日終値 185 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 180 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 166 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 160 円を基に、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 160 円から 185 円までと分析しております。

DCF 法では、平成 26 年 3 月末日を基準日として、平成 27 年 3 月期から平成 30 年 3 月期までの 4 期分の当社の将来の収益予想に基づき、当社が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、当社株式の 1 株当たりの株式価値の範囲を 239 円から 260 円までと分析しております。なお、割引率は、7.5%から 8.5%を採用しており、また、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は-0.5%から 0.5%として算定しております。

みずほ証券が DCF 法の算定の前提とした当社の事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、以下の連結財務予測には加味していません。

(単位：百万円)

	平成 27 年 3 月期	平成 28 年 3 月期	平成 29 年 3 月期	平成 30 年 3 月期
売上高	48,000	50,000	52,500	55,000
営業利益	900	1,100	1,450	1,600
EBITDA	2,117	2,264	2,651	2,887
フリー・キャッシュ・フロー	280	450	605	893

上記の連結財務予測には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、平成 26 年 3 月期に行った組織体制の見直しによる営業体制の強化及び新ソリューション開発の強化の効果として、増収増益を見込んでいるためです。

類似企業比較法では、国内上場会社のうち、当社との類似性を考慮して、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社、SCSK 株式会社、ネットワンシステムズ株式会社、株式会社電通国際情報サービス及び兼松エレクトロニクス株式会社を類似企業として抽出し、EBITDA マルチプルを用いて当社株

式の1株当たりの株式価値の範囲を229円から247円までと算定しております。

なお、みずほ証券は、当社への算定書の提出に際して、当社から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。当社の財務予測については、当社の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。

③ 第三者委員会の設置

当社は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、当社の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、平成26年5月28日、当社及び公開買付者の取締役会からの独立性が高い、当社の社外監査役であり、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ている清塚勝久氏（弁護士）並びに外部有識者である片山典之氏（弁護士）及び遠藤敏史氏（税理士）から構成される独立した第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）、第三者委員会に対し、(a)本取引の目的の正当性、(b)本取引における手続の公正性、(c)本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）の妥当性・公正性、(d)本公開買付けに対して当社取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を勧めることの是非、並びに(e)本取引が当社の少数株主にとって不利益なものでないか（以下「本諮問事項」といいます。）を諮問し、これらの点についての答申を当社取締役会に提出することを囑託致しました。

第三者委員会は、平成26年6月4日より同年8月5日までの間に合計7回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行いました。具体的には、当社のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から、公開買付者から提案を受けた本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後に予定される一連の手続の内容その他本取引の概要について、公開買付者及び公開買付者のファイナンシャル・アドバイザーである野村證券から、公開買付者グループの現状及び事業環境、本取引の目的その他本取引の背景等について、それぞれ説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開買付けの諸条件につき検討を行いました。また、第三者委員会は、当社が当社株式の株式価値の算定を依頼した第三者算定機関であるみずほ証券から、公開買付者の提案に係る本公開買付けにおける当社株式1株に対する買付け等の価格に対する第三者算定機関としての考え方及び当社と公開買付者との間の当該価格に係る交渉状況に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行い、本公開買付価格の妥当性について検討しました。さらに、第三者委員会は、当社のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本公開買付けに関する当社の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を受け、意思決定に至る手続の公正性を検討しました。

上記の検討の結果、第三者委員会は、(a)ITサービス市場における市場環境が変化中、当社の事業構造の変革を行う必要がある状況の下において、公開買付者がそのIT分野における中核会社である当社と一体経営することにより、事業検討に関する情報共有及び意思決定を迅速化し、(i)営業面や人事、投資も含めた公開買付者との一体経営を通じて、クラウド・コンピューティングやビッグデータ、ユニファイド・コミュニケーション等の領域でのビジネスモデルの変革を促進し、

当社の事業会社としての成長を加速させること、(ii)当社の事業会社としての成長により磨かれたIT機能を通じて、公開買付者グループ企業の競争力強化・次世代型ビジネスの創出に寄与すること、(iii)グローバルネットワークや各産業へのリーチを有する公開買付者の事業基盤を最大限活用し、当社を成長させ、両社が双方向で活用し合うことで、「公開買付者のIT総合力」、「当社の事業力」を互いに引き上げていくことを目指すことは、ITサービス市場における市場環境の変化に柔軟に対応しつつ、これに合わせて事業構造を変革して業績を向上させることによって、当社を含む公開買付者グループの競争優位性を確保し、そのさらなる収益基盤強化と企業価値向上を実現するものとして合理的なものであると考えられることから、本取引は当社の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当であって、(b)本取引に係る意思決定過程に当社との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの算定書を取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は公正なものであり、(c)本公開買付けの買付条件の決定を含む本取引の手続は公正に行われたと判断できること、本公開買付価格が、みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法及び類似企業比較法に基づく算定結果のレンジの上限額を上回るとともに、DCF法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、本公開買付価格は、本答申書日付である平成26年8月5日の東京証券取引所市場第二部における当社株式の終値185円に対して37.8%、平成26年8月5日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値180円に対して41.7%、平成26年8月5日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値166円に対して53.6%、平成26年8月5日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値160円に対して59.4%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去の同種案件との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、当社と公開買付者との間で真摯な価格交渉を行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本公開買付けの条件（本公開買付価格を含みます。）は妥当かつ公正であり、したがって、(d)本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を勧めることは相当であり、また、(e)以上に加え、二段階買収が本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付価格に株主の皆様が所有していた当社株式の数を乗じた価格と同一となるよう算定される予定であることから、本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものでない判断いたしました。

以上の経緯で、第三者委員会は、平成26年8月5日に、当社取締役会に対し、(a)本取引の目的は正当であること、(b)本取引における手続は公正であること、(c)本公開買付けの条件（本公開買付価格を含みます。）は妥当かつ公正であること、(d)本公開買付けに対して当社の取締役会が賛同意見を表明すること及び当社の株主に対して本公開買付けへの応募を勧めることは相当であること、並びに(e)本取引は、当社の少数株主にとって不利益なものでないことを、それぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする本答申書を提出致しました。

④ 独立した法律事務所からの助言

当社は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保す

るため、当社及び公開買付者から独立した法律事務所である西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けております。

⑤ 利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

当社の取締役会は、本株式価値算定書の内容及び西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえて、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、(i)本公開買付けを含む本取引により当社の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii)本公開買付価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は当社の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、当社の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断致しました。そこで平成26年8月6日開催の当社の取締役会において、当社の取締役である中島透氏及び社外取締役である馬場由顕氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行いました。

なお、当社の取締役である中島透氏は、公開買付者との間で本取引に関する協議・交渉が開始された時点においては、公開買付者の完全子会社である韓国三井物産株式会社の代表理事社長であったため、本取引に関し当社と利益が相反するおそれがあることから、また、当社の社外取締役である馬場由顕氏は、公開買付者の従業員を兼務しており、本取引に関し当社と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、当社の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、当社の立場において公開買付者との協議及び交渉にも一切参加していません。

また、当該取締役会には、当社の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、当社の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、当社の株主の皆様に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べております。

⑥ 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

公開買付者は、当社との間で、当社が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が当社との間で接触することを制限するような内容の合意を行っていません。

また、公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）を、法令に定められた最短期間である20営業日より長い31営業日に設定しております。公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、当社の株主の皆様の本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、当社株式について公開買付者以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しているとのことです。

なお、上記「(2) 本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「① 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本日現在、公開買付者は当社の発行済株式総数の 58.37%（小数点以下第三位を四捨五入。69,078,900 株。）を既に所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定していないとのことです。もっとも、公開買付者としては、本公開買付けにおいては、その公正性を担保するための上記①ないし⑥の措置を通じて、少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えているとのことです。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

公開買付者によれば、公開買付者は、上記「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「①本公開買付けの概要」に記載のとおり、当社を公開買付者の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、公開買付者が当社の発行済普通株式の全て（但し、公開買付者が所有する当社株式を除きます。）を取得できなかった場合には、公開買付者は、本公開買付けの成立後速やかに（現時点では遅くとも平成 27 年 1 月までを目処としております。）、以下の一連の手続により、公開買付者が当社の発行済普通株式の全てを取得することを予定しているとのことです。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①当社において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、当社を会社法（平成 17 年法律第 86 号。その後の改正を含みます。以下同じです。）の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の当社の定款の一部を追加変更して、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第 108 条第 1 項第 7 号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③当社の当該全部取得条項が付された普通株式の全部の取得と引換えに別の種類の当社の株式を交付すること（但し、当該別個の種類当社の株式について上場申請は行わない予定とのことです。）のそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の開催を当社に要請する予定とのことです。

また、本株主総会において上記①の付議議案についてご承認いただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、当社は、会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第 111 条第 2 項第 1 号に基づき、本株主総会の上記②の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる当社の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、公開買付者は、当社に対し、本株主総会の開催日と同日に、上記②に係る定款の一部変更を付議議案に含む種類株主総会（以下「本種類株主総会」といいます。）の開催を要請する予定とのことです。なお、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、公開買付者は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定とのことです。

上記①ないし③の各手続が実行された場合には、当社の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全てを当社が取得することとなり、当社の株主には当該取得の対価として別の種類の当社の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該当社の株式の数に 1 株に満たない端数が含まれる株主に対しては、会社法第 234 条その他の関係法令に定める手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に 1 株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該当社の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることになるということです。なお、当該端数の合計数に相当する当該当社の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定とのことです。また、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得の対価として交付する当社の株式の内容及び数は本日現在未定であります。公開買付者が当社の発行済株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった当社の株主（公開買付者を除きます。）に対し交付される当社の株式の数が 1 株に満たない端数となるように決定される予定であるとのことです。

上記①ないし③の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された当社の普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第 172 条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1 株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することになります。上記のほか、上記②の定款変更に関連して、会社法第 116 条及び第 117 条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められておりますが、この方法については、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第 117 条第 2 項に定める買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。これらの方法による申立て又は請求を行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における当社の株主の皆様のご賛同を勧誘するものではないとのことです。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の取扱いについては、株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認下さい。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

当社株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、公開買付者は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、当社株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点では当該基準に該当しない場合でも、その後、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、上記株券上場廃止基準に該当し、当社株式は、所定

の手續を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

また、公開買付者によれば、上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」に記載の各手續が実行される場合、全部取得条項が付された当社の普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の当社の株式の上場申請は行われたい予定とのことです。

4. 公開買付者と当社の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項
該当事項はありません。

5. 公開買付者又はその特別関係者による利益供与の内容
該当事項はありません。

6. 会社の支配に関する基本方針に係る対応方針
該当事項はありません。

7. 公開買付者に対する質問
該当事項はありません。

8. 公開買付期間の延長請求
該当事項はありません。

9. 今後の見通し

上記「3. 当該公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(2)本公開買付けに関する意見の根拠及び理由」の「③本公開買付けに賛同し、本公開買付けへの応募を推奨するに至った当社の意思決定の過程及び根拠」、 「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買取に関する事項）」及び「(5)上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照下さい。

10. 支配株主との取引等に関する事項

- (1) 支配株主との取引等の該当性及び少数株主の保護の方策に関する指針への適合状況

公開買付者は当社の支配株主（親会社）であるため、本公開買付けに関する意見表明は、支配株主との取引等に該当します。

当社が、平成 26 年 6 月 18 日に開示したコーポレート・ガバナンス報告書において、「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」として、親会社と重要な取引等を行うことの決定にあたっては、親会社との取引等が、当社ひいては少数株主の権利を害することのないよう常に留意し、少数株主にとって不利益なものでないことに関し、利害関係を有しない第三者の意見を入手した上で行う旨を記載しております。

当社の支配株主である公開買付者による本公開買付けに関して、当社は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載のとおり、第三者委員会から本取引が少数株主にとって不利益でない旨の意見を聴取し、外部専門家であるみずほ証券から株式価値算定書を取得し、西村あさひ法律事務所から法的助言を受ける等、公正性を担保するための各措置を実施しており、上記指針に適合していると考えております。

(2) 公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項

上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」をご参照下さい。

(3) 当該取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要

当社は、平成 26 年 8 月 5 日付で、第三者委員会より、本取引が少数株主にとって不利益なものではないことに関する意見を入手しております。詳細は、上記「3. 本公開買付けに関する意見の内容、根拠及び理由」の「(3) 本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等、本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「③ 第三者委員会の設置」をご参照下さい。

11. その他

当社は、本日付「平成 27 年 3 月期配当予想の修正に関するお知らせ」で公表したとおり、本日開催の取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、平成 27 年 3 月期の間配当及び期末配当を行わないことを決議致しました。

以 上

添付資料

平成 26 年 8 月 6 日付「三井情報株式会社の株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2014年8月6日

関係各位

会社名：三井物産株式会社
代表者名：代表取締役社長 飯島彰己
(コード番号：8031)
本社所在地：東京都千代田区大手町
一丁目2番1号

三井情報株式会社の株式（証券コード 2665）に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

三井物産株式会社（本社：東京都千代田区、社長：飯島彰己、以下、「当社」又は「公開買付者」）は、2014年8月6日開催の取締役会において、以下のとおり、三井情報株式会社（本社：東京都港区、代表取締役社長：齋藤正記、以下、「対象者」）の普通株式を公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 買付け等の目的等

(1) 本公開買付けの概要

当社は、本日現在、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」）市場第二部に上場している対象者の普通株式（以下、「対象者株式」）69,078,900株（対象者が2014年6月18日に提出した第23期有価証券報告書に記載された2014年3月31日現在の対象者の発行済株式総数118,343,100株に対する割合：58.37%（小数点以下第三位を四捨五入））を所有し、対象者を連結子会社としておりますが、この度、対象者を当社の完全子会社とすることを目的とする取引（以下、「本取引」）の一環として、2014年8月6日の取締役会において、対象者の発行済株式の全て（ただし、当社が所有する対象者株式を除きます。）を対象とする公開買付け（以下、「本公開買付け」）を実施することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておらず、本公開買付けに応じて売付け等がなされた株券等（以下、「応募株券等」）の全部の買付けを行います。また、本公開買付けにより、当社が対象者株式の全て（ただし、当社が所有する対象者株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社が対象者株式の全て（ただし、当社が所有する対象者株式を除きます。）を所有することになるよう、対象者に対して下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の一連の手続の実施を要請する予定です。

なお、対象者公表の2014年8月6日付「支配株主である三井物産株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募の推奨に関するお知らせ」（以下、「対象者プレスリリース」）によれば、対象者は、(i) 本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii) 本公開買付けにおける買付け等の価格（以下、「本公開買付け価格」）及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断し、対象者の取締役会において、対象者の取締役である中島透氏及び社外取締役である馬場由頭氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

上記対象者取締役会決議の詳細は、下記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の

算定根拠等」、「② 算定の経緯」の「V 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意」をご参照ください。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

当社は、総合商社として、我が国の産業の発展・成長に資するべく、鉄鋼製品、金属資源、プロジェクト、機械・輸送システム、化学品、エネルギー、食糧、食品、コンシューマーサービス、次世代・機能推進の各分野において全世界に広がる営業拠点とネットワーク、情報力等を活かし各種事業運営や投資活動を多角的に展開しています。当社の次世代・機能推進本部は、当社グループに対する、IT・金融・物流といった横串機能の提供を通じ、当社の次世代ビジネス創造、業態進化と収益力強化への貢献をミッションとして 2013 年 4 月に発足しました。その中で、IT 分野においては、高速通信、E コマース、電子決済等の通信・サービスプラットフォームをコア事業とし、マーケティング、コンタクトセンター等の周辺事業を組み合わせ展開している「通信・インターネット領域」、スマートグリッド、スマートコミュニティ、医療・ヘルスケア IT、農業 IT 等各産業分野での IT を活用した次世代型事業創出に取り組む「新社会システム領域」、そして両領域を支える「IT ソリューション領域」の三つをコア領域と整理し、対象者を IT ソリューション領域の中核会社と位置付けています。

一方、対象者は、インフラからアプリケーションにわたるお客様のシステム全体について、コンサルティングから設計・構築、運用・保守に至るシームレスな ICT（注）サービスを提供しております。主な事業としては、①顧客ニーズに総合的に応えるために、各種アプリケーションからネットワーク構築までトータルサービスを提供する「インダストリーサービス」、②コンタクトセンターをはじめとするコミュニケーション事業及びデータセンターやクラウドサービスを利用したサービス事業の企画、開発、販売等に関する業務を提供する「ソリューションサービス」、並びに③顧客システムの運用・保守に関する業務を提供する「テクニカルサポートサービス」の 3 事業を手掛けております。

（注）：ICT(Information and Communication Technology)とは「情報通信技術」の略であり、情報処理及び情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービス等の総称です。

対象者は、2007 年 4 月 1 日に、当社の子会社であった三井情報開発株式会社とネクストコム株式会社が合併することにより誕生いたしました。なお、当社は 2007 年 4 月 1 日以降、本日に至るまでの間に、対象者株式の追加取得は行っておりません。

三井情報開発株式会社は、1967 年に当社の情報システム部門が株式会社コンピュータシステムズサービスとして独立して誕生し、1970 年に三井情報開発株式会社に商号変更し、2001 年に東京証券取引所市場第二部に株式を上場しております。

ネクストコム株式会社は、1991 年にネットワーク機器の販売を目的として米国 3Com 社との合弁でスリーコム株式会社として設立された後、1994 年にネクストコム株式会社に商号変更し、2004 年には東京証券取引所市場第二部に株式を上場しております。また、同年、当社の子会社であったアダムネット株式会社及び株式会社ビーエスアイと合併しております。

対象者は、2007 年 4 月の合併以後、インフラからアプリケーションにわたるシームレスな総合 ICT サービスの提供による成長を目指してきたとのことです。しかしながら、近年、ICT ハードウェア製品及びアプリケーションにおいて価格競争が激化するとともに、これら ICT システムの

コモディティ化（一般化）による価格下落が生じております。また、ICT ハードウェア製品の保守業務についても、製品価格下落の影響を受け、縮小傾向となっております。

加えて、システム開発分野におけるお客様のニーズは、個別にシステムを構築し保有する形から、ネットワークを介して提供されるアプリケーションを利用する形であるクラウドサービスへと移行しつつあり、従来の受託開発型のシステム開発及びこれに伴う運用・保守業務は縮小傾向にあります。

このような厳しい市場環境の中、対象者は経営努力を重ねてきましたが、事業構造の変革が進まず市場環境の変化への対応に遅れが生じたことにより、対象者の連結売上高は、合併初年度である 2008 年 3 月期の 590 億 97 百万円から漸次減少傾向を示し、2014 年 3 月期は 459 億 91 百万円でありました。当期純利益も同様に、合併以降、減益傾向が継続しております。対象者では、市場環境の変化に合わせ事業構造を早急に変革していくことが、対象者事業の継続性の観点からも喫緊の課題と認識しているとのことです。

一方、当社は、このような環境下で、対象者が IT サービス市場、及びそれらの関連市場において収益を確保し、成長を実現するためには、安定した財務基盤の下で、高度で大規模なシステムの構築力を強化し、関連最新技術を取り込む等の IT 機能の先鋭化や、様々な関連産業の業務ノウハウの蓄積や活用を、当社グループを挙げて行う必要があると考えております。モバイルインターネット、クラウド・コンピューティング、ビッグデータ、スマートデバイス、ユニファイド・コミュニケーション、電子決済等、IT により産業が変革する分野での新規事業の構築・拡大を狙う当社にとり、これらの分野で豊富な実績を持ち、かつ関連技術の蓄積を進めている対象者は、事業を共に遂行するパートナーとして益々重要な位置を占めるようになっていきます。さらに、グローバルにあらゆる産業を相手とする当社にとって、当社の事業に即した IT 機能を保有し、それを最大限活用することは必須と考えておりますが、その機能の担い手としては、基幹システム構築をはじめこれまで当社の情報戦略を支えてきた対象者が最適であり、今後もその重要性は増していくものと考えています。また、当社は、対象者については、市場環境の変化に即し、従来のシステム受託開発型事業からサービス開発・提供型事業への方向転換が必要な時期に差し掛かっていると考えています。

かかる状況の中、当社と対象者は、2014 年 4 月下旬の当社からの提案を機に、当社は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関として野村証券株式会社（以下、「野村証券」）を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、対象者は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券株式会社（以下、「みずほ証券」）を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任の上、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び対象者は、当社グループの IT 分野における中核会社である対象者と当社との一体経営を実現することによって事業検討に関する情報共有及び意思決定が迅速化し、対象者の喫緊の課題である激しい市場環境の変化に合わせた事業構造の変革、及び業績の向上が可能となるとの結論に至り、以下の理由から本公開買付けによって対象者が当社の完全子会社となることが不可欠であるとの判断に至りました。

完全子会社化実施後、当社は対象者へ更なる経営資源の投入を行い、双方の持つ事業優位性を活用しながら一体経営を行うことを考えております。これにより、以下のような効果が期待され、

対象者を含む当社グループの更なる収益基盤強化と企業価値向上が可能になるものと考えております。

- ① 営業面や人事、投資も含めた当社との一体経営を通じて、クラウド・コンピューティングやビッグデータ、ユニファイド・コミュニケーション等の領域でのビジネスモデルの変革を促進し、対象者の事業会社としての成長を加速させること
- ② 対象者の事業会社としての成長により磨かれた IT 機能を通じて、当社グループ企業の競争力強化・次世代型ビジネスの創出に寄与すること
- ③ グローバルネットワークや各産業へのリーチを有する当社の事業基盤を最大限活用し、対象者を成長させ、両社が双方向で活用し合うことで、「当社の IT 総合力」、「対象者の事業力」を互いに引き上げていくこと

対象者としても、当社との一体経営を通じて当社の多様なビジネスへの関与を一層拡大し、企業競争力の強化や新規事業の創出等を加速して対象者の成長を実現したいと考えているとのことです。

なお、対象者の完全子会社化以降の対象者の事業に係る当社の戦略や将来の事業戦略については、対象者と当社が今後協議の上、決定していくこととなりますが、当社は、対象者の完全子会社化後も、対象者の事業の特性や対象者の強みを十分に活かした経営を行い、対象者事業の強化を図っていきます。また、対象者の完全子会社化以降の対象者の役員構成その他の経営体制については、今後、当社と対象者との間の事業シナジーの実現に向けて、最適な体制を検討していく予定です。

一方、対象者によれば、対象者が本公開買付けに賛同する等の意見に至った意思決定の過程及び根拠は以下のとおりとのことです。

対象者は、当社からの本公開買付けを含む本取引に関する上記の提案を受け、下記「(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」に記載の各措置を講じた上で、リーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から受けた法的助言、並びにファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から取得した株式価値算定書（以下、「対象者株式価値算定書」）の内容及び同社からの助言を踏まえつつ、本取引に関する提案を検討するために対象者の諮問機関として 2014 年 5 月 28 日に設置された第三者委員会から提出された答申（以下、「本答申書」）の内容を最大限に尊重しながら、本取引に関する諸条件について企業価値向上の観点から慎重に協議及び検討を行ったとのことです。

対象者としては、対象者が当社の完全子会社となり当社との一体経営を行うことによって意思決定が迅速化し、対象者の喫緊の課題である激しい市場環境の変化に合わせた事業構造の変革、及び業績の向上が可能となるという結論に至り、本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することとしたとのことです。

また、本公開買付け価格が、(i)下記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」、「② 算定の経緯」の「II 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載されているみずほ証券による対象者株式の株式価値の算定結果のうち、市場株価基準法及び類似企業比較法に基づく算定結果の上限を上回るものであり、かつ、ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下、「DCF 法」）に基づく算定結果のレンジの範囲内である

こと、(ii)本公開買付けの公表日の前営業日である2014年8月5日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値185円に対して37.8%（小数点以下第二位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）について同じとします。）、2014年8月5日までの過去1ヶ月間の終値単純平均値180円に対して41.7%、2014年8月5日までの過去3ヶ月間の終値単純平均値166円に対して53.6%、2014年8月5日までの過去6ヶ月間の終値単純平均値160円に対して59.4%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去の同種案件との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、(iii)過去5年間における対象者株式に係る東京証券取引所市場第二部での取引価格を大きく上回る価格であること、(iv)下記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び「② 算定の経緯」に記載の利益相反を解消するための措置が採られていること等、少数株主の利益への配慮がなされていると認められること、(v)上記利益相反を解消するための措置が採られた上で、対象者と当社の間で独立当事者間の取引における協議・交渉と同等の協議・交渉が複数回行われた上で決定された価格であること等を踏まえ、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです（判断過程の詳細については、下記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び「② 算定の経緯」をご参照ください。）。

(3) 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

対象者は本日現在において当社の連結子会社であるため、当社及び対象者は、対象者の少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施いたしました。

- I. 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- II. 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得
- III. 対象者における第三者委員会の設置
- IV. 対象者における独立した法律事務所からの助言
- V. 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意
- VI. 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

以上の詳細については、下記「2.買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び「② 算定の経緯」をご参照ください。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とする方針であり、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て（ただし、当社が所有する対象者株式を除きます。）を取得できなかった場合には、当社は、本公開買付けの成立後速やかに（現時点では遅くとも2015年1月までを目処としております。）、以下の一連の手続により、当社が対象者の発行済普通株式の全てを取得することを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、当社は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法（平成17年法律第86号。

その後の改正を含みます。以下同じです。)の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項(会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じです。)を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部の取得と引換えに別の種類の対象者の株式を交付すること(ただし、当該別個の種類の対象者の株式について上場申請は行わない予定です。)のそれぞれを付議議案に含む臨時株主総会(以下、「本株主総会」)の開催を対象者に要請する予定です。

また、本株主総会において上記①の付議議案についてご承認いただき、上記①に係る定款の一部変更の効力が発生しますと、対象者は、会社法の規定する種類株式発行会社となります。そして、上記②に係る定款の一部変更の効力を生じさせるためには、会社法第111条第2項第1号に基づき、本株主総会の上記②の付議議案に係る決議に加えて、株式の内容として全部取得条項が付されることとなる対象者の普通株式を所有する株主の皆様を構成員とする種類株主総会の決議が必要となるため、当社は、対象者に対し、本株主総会の開催日と同日に、上記②に係る定款の一部変更を付議議案に含む種類株主総会(以下、「本種類株主総会」)の開催を要請する予定です。なお、本株主総会及び本種類株主総会に上記各議案が上程された場合、当社は、本株主総会及び本種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。

上記①ないし③の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項が付された上で、その全てを対象者が取得することとなり、対象者の株主には当該取得の対価として別の種類の対象者の株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者の株式の数に1株に満たない端数が含まれる株主に対しては、会社法第234条その他の関係法令に定める手続に従い、当該端数の合計数(合計した数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数は切り捨てられます。)に相当する当該対象者の株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者の株式の売却価格については、当該売却の結果、各株主に交付される金銭の額が、本公開買付価格と同一となるよう算定した上で、裁判所に対して任意売却許可の申立てが行われる予定です。また、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得の対価として交付する対象者の株式の内容及び数は本日現在未定であります。当社が対象者の発行済株式の全てを所有することとなるよう、本公開買付けに応募されなかった対象者の株主(当社を除きます。)に対し交付される対象者の株式の数が1株に満たない端数となるように決定される予定です。

上記①ないし③の各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された対象者の普通株式の全部の取得が本株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得の価格の決定の申立てを行うことができる旨が定められています。この方法による場合、1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。上記のほか、上記②の定款変更に関連して、会社法第116条及び第117条その他の関係法令の定めに従い、株主はその所有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められておりますが、この方法については、全部取得条項による取得の効力が生じたときは、会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立適格を欠くと判断される可能性があります。これらの方法による申立て又は請求を行うにあたっては、その必要手続等に関して株主の皆様が自らの責任において確認され、ご判断いただくこととなります。

なお、本公開買付けは、本株主総会及び本種類株主総会における対象者の株主の皆様の賛同を勧誘するものではありません。また、本公開買付けへの応募又は上記の各手続における税務上の

取扱いについては、株主の皆様が自らの責任にて税務専門家にご確認ください。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、東京証券取引所市場第二部に上場されておりますが、当社は、本公開買付けにおいて買付け等を行う株券等の数に上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、東京証券取引所の定める株券上場廃止基準に従って、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。また、本公開買付けの完了時点では当該基準に該当しない場合でも、その後に、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行された場合には、上記株券上場廃止基準に該当し、対象者株式は、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者株式を東京証券取引所において取引することができなくなります。

また、上記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続が実行される場合、全部取得条項が付された対象者の普通株式の取得対価として交付されることとなる別の種類の対象者の株式の上場申請は行われたい予定です。

(6) 公開買付者と対象者の株主との間における本公開買付けの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	三井情報株式会社																				
② 所 在 地	東京都港区愛宕2丁目5番1号																				
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 齋藤正記																				
④ 事 業 内 容	コンピュータ及び情報通信システムに関する各種ソフトウェア、ハードウェア、システム等の調査、研究、コンサルティング、企画、設計、開発、製造、販売、運用、保守、並びにデータセンターサービスの提供、付加価値通信サービスの提供、その他																				
⑤ 資 本 金	41億13百万円（2014年3月31日現在）																				
⑥ 設 立 年 月 日	1991年6月20日																				
⑦ 大株主及び持株比率	<table border="0"> <tr> <td>三井物産株式会社</td> <td>58.37%</td> </tr> <tr> <td>三井情報従業員持株会</td> <td>5.41%</td> </tr> <tr> <td>UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)</td> <td>1.64%</td> </tr> <tr> <td>株式会社SBI証券</td> <td>0.52%</td> </tr> <tr> <td>伊藤 秀文</td> <td>0.50%</td> </tr> <tr> <td>BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)</td> <td>0.47%</td> </tr> <tr> <td>CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)</td> <td>0.40%</td> </tr> <tr> <td>平林 佑紀</td> <td>0.39%</td> </tr> <tr> <td>THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)</td> <td>0.38%</td> </tr> <tr> <td>山本 茂</td> <td>0.35%</td> </tr> </table>	三井物産株式会社	58.37%	三井情報従業員持株会	5.41%	UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1.64%	株式会社SBI証券	0.52%	伊藤 秀文	0.50%	BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	0.47%	CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	0.40%	平林 佑紀	0.39%	THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	0.38%	山本 茂	0.35%
三井物産株式会社	58.37%																				
三井情報従業員持株会	5.41%																				
UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	1.64%																				
株式会社SBI証券	0.52%																				
伊藤 秀文	0.50%																				
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	0.47%																				
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	0.40%																				
平林 佑紀	0.39%																				
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	0.38%																				
山本 茂	0.35%																				

		(2014年3月31日現在)
⑧ 上場会社と対象者の関係		
資本関係	当社は、本日現在、対象者の発行済株式総数の 58.37%に相当する 69,078,900 株を所有しています。	
人的関係	本日現在、当社の従業員 1 名が対象者の取締役を兼務しております。なお、2014年3月31日現在、当社の従業員 11 名が対象者へ出向しており、対象者の従業員 12 名が当社へ出向しております。	
取引関係	対象者は当社及びその関係会社に対しシステム開発・保守運用、ネットワーク機器販売、データセンターを利用したサービス事業等の取引関係があります。	
関連当事者への該当状況	対象者は、当社の連結子会社であり、当社の関連当事者に該当します。	

(注) 「大株主及び持株比率」における持株比率の記載は、対象者の発行済株式総数に対する所有株式数の割合を、小数点以下第三位を切捨てして記載しております。

(2) 日程等

① 日程

取締役会決議	2014年8月6日(水曜日)
公開買付開始公告日	2014年8月21日(木曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス http://disclosure.edinet-fsa.go.jp/)
公開買付届出書提出日	2014年8月21日(木曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

2014年8月21日(木曜日)から2014年10月6日(月曜日)まで(31営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格

普通株式1株につき、255円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

当社は、本公開買付価格の公正性を担保するため、本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から 2014年8月6日に対象者の株式価値の算定結果に関する株式価値算定書(以下、「本株式価値算定書」)を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付価格の妥当性に関する意見書(フェアネス・オピニオン)を取得しておりません。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとお

りです。

- (i) 市場株価平均法：160 円～185 円
- (ii) 類似会社比較法：193 円～213 円
- (iii) DCF 法：203 円～279 円

市場株価平均法では、2014 年 8 月 5 日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値 185 円、直近 1 週間の終値単純平均値 180 円、直近 1 ヶ月間の終値単純平均値 180 円、直近 3 ヶ月間の終値単純平均値 166 円及び直近 6 ヶ月間の終値単純平均値 160 円を基に、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を 160 円から 185 円までと分析しております。

類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者株式の株式価値を評価し、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を 193 円から 213 円までと分析しております。

DCF 法では、対象者から提供された事業計画、対象者へのマネジメント・インタビュー、直近までの業績の動向、一般に公開された情報等の諸要素を考慮した 2015 年 3 月期以降の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の 1 株当たりの価値の範囲を 203 円から 279 円までと分析しております。

なお DCF 法的前提とした対象者の事業計画には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれております。これは主として、2014 年 3 月期に行った組織体制の見直しによる営業体制の強化及び新ソリューション開発の強化の効果として、増収増益を見込んでいるためであるとのことです。

当社は、野村証券から 2014 年 8 月 6 日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去 6 ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に 2014 年 8 月 6 日の取締役会において、本公開買付け価格を 255 円とすることを決定いたしました。

なお、本公開買付け価格 255 円は、本公開買付けの公表日の前営業日である 2014 年 8 月 5 日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値 185 円に対して 37.8%（小数点以下第二位を四捨五入。以下株価に対するプレミアムの数値（%）について同じとします。）、2014 年 8 月 5 日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 180 円に対して 41.7%、2014 年 8 月 5 日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 166 円に対して 53.6%、2014 年 8 月 5 日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 160 円に対して 59.4%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となります。

② 算定の経緯

当社と対象者は、2014 年 4 月下旬の当社からの提案を機に、当社は、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として野村証券を、リーガル・アドバイザーとして森・濱田松本法律事務所を選任し、対象者は、当社及び対象者から独立したファイナンシャル・アドバイザー及び第三者算定機関としてみずほ証券を、リーガル・アドバイザーとして西村あさひ法律事務所を選任の上、両社の企業価値を一層向上させることを目的とし、複数回に亘る協議・検討を重ねてまいりました。

その結果、当社及び対象者は、当社グループの IT 分野における中核会社である対象者と当社との一体経営を実現することが、対象者、ひいては当社グループの企業価値を向上させるために有益であるとの結論に至り、本公開買付けによって対象者が当社の完全子会社となることが不可

欠であるとの判断に至り、当社は 2014 年 8 月 6 日の取締役会の決定によって、当社による対象者の完全子会社化に向けた本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により本公開買付け価格について決定いたしました。

(a) 算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及び DCF 法の各手法を用いて、対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から 2014 年 8 月 6 日に対象者の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書を取得いたしました。なお、当社は、野村證券から本公開買付け価格の妥当性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

(b) 当該意見の概要

野村證券により上記各手法において算定された対象者株式 1 株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

(i) 市場株価平均法：160 円～185 円

(ii) 類似会社比較法：193 円～213 円

(iii) DCF 法：203 円～279 円

(c) 当該意見を踏まえて本公開買付け価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から 2014 年 8 月 6 日に取得した本株式価値算定書記載の各手法の算定結果を参考にしつつ、過去の本公開買付けと同種の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の過去 6 ヶ月間における市場株価の動向、及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、対象者との協議・交渉の経過等を踏まえ、最終的に 2014 年 8 月 6 日の取締役会において、本公開買付け価格を 255 円とすることを決定いたしました。

（買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

対象者は本日現在において当社の連結子会社であるため、当社及び対象者は、対象者の少数株主の皆様への影響に配慮し、本公開買付け価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置として、以下のような措置を実施いたしました。

I. 当社による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付け価格の公正性を担保するため、本公開買付け価格を決定するにあたり、当社及び対象者から独立した第三者算定機関として野村證券に対象者の株式価値の算定を依頼しました。なお、野村證券は、当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。当社が野村證券から取得した対象者の株式価値の算定結果に関する本株式価値算定書の概要については、上記「① 算定の基礎」をご参照ください。

II. 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、当社から提示された本公開買付価格を検討し、本公開買付価格に対する意見表明を決定するにあたり、公正性及び客観性を担保するための措置として、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であるみずほ証券に対象者株式の株式価値の算定を依頼したとのことです。なお、みずほ証券は、対象者及び当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して、重要な利害関係を有していないとのことです。

みずほ証券は、対象者が提供した財務情報及び財務予測等に基づき一定の前提及び条件の下で、市場株価基準法、DCF法及び類似企業比較法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、対象者はみずほ証券から2014年8月5日付で対象者株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、みずほ証券から本公開買付価格の妥当性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。

上記各手法において算定された対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

市場株価基準法： 160円～185円
 DCF法： 239円～260円
 類似企業比較法： 229円～247円

市場株価基準法では、2014年8月5日を基準日として、東京証券取引所市場第二部における対象者株式の基準日終値185円、直近1ヶ月間の終値単純平均値180円、直近3ヶ月間の終値単純平均値166円及び直近6ヶ月間の終値単純平均値160円を基に、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を160円から185円までと分析しているとのことです。

DCF法では、2014年3月末日を基準日として、2015年3月期から2018年3月期までの4期分の対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を239円から260円までと分析しているとのことです。なお、割引率は、7.5%から8.5%を採用しており、また、継続価値の算定にあたっては永久成長法を採用し、永久成長率は-0.5%から0.5%として算定しているとのことです。

みずほ証券がDCF法の算定の前提とした対象者の事業計画に基づく連結財務予測は以下のとおりとのことです。なお、本取引の実行により実現することが期待されるシナジー効果は、現時点において具体的に見積もることが困難であったため、以下の連結財務予測には加味していないとのことです。

(単位：百万円)

	2015年3月期	2016年3月期	2017年3月期	2018年3月期
売上高	48,000	50,000	52,500	55,000
営業利益	900	1,100	1,450	1,600
EBITDA	2,117	2,264	2,651	2,887
フリー・キャッシュ・フロー	280	450	605	893

上記の連結財務予測には、対前年度比較において大幅な増益となる事業年度が含まれているとのことです。これは主として、2014年3月期に行った組織体制の見直しによる営業体制の強化及び新ソリューション開発の強化の効果として、増収増益を見込んでいるためであるとのことです。

類似企業比較法では、国内上場会社のうち、対象者との類似性を考慮して、伊藤忠テクノソリューションズ株式会社、SCSK株式会社、ネットワンシステムズ株式会社、株式会社電通国際情報サービス及び兼松エレクトロニクス株式会社を類似企業として抽出し、EBITDA マルチプルを用いて対象者株式の1株当たりの株式価値の範囲を229円から247円までと算定しているとのことです。

なお、みずほ証券は、対象者への算定書の提出に際して、対象者から提供を受けた情報、一般に公開された情報等を使用し、それらの資料、情報等がすべて正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っていないとのことです。対象者の財務予測については、対象者の経営陣により当該時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に作成されたことを前提としているとのことです。

III. 対象者における第三者委員会の設置

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する意思決定の恣意性を排除し、対象者の意思決定過程の公正性、透明性及び客観性を確保することを目的として、2014年5月28日、対象者及び当社の取締役会からの独立性が高い、対象者の社外監査役であり、東京証券取引所規則に定める独立役員として届け出ている清塚勝久氏（弁護士）並びに外部有識者である片山典之氏（弁護士）及び遠藤敏史氏（税理士）から構成される独立した第三者委員会を設置し（なお、第三者委員会の委員は設置当初から変更しておりません。）、第三者委員会に対し、(a) 本取引の目的の正当性、(b) 本取引における手続の公正性、(c) 本公開買付けの買付条件（本公開買付価格を含みます。）の妥当性・公正性、(d) 本公開買付けに対して対象者取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を勧めることの是非、並びに (e) 本取引が対象者の少数株主にとって不利益なものでないか（以下、「本諮問事項」）を諮問し、これらの点についての答申を対象者取締役会に提出することを囑託したとのことです。

第三者委員会は、2014年6月4日より同年8月5日までの間に合計7回開催され、本諮問事項についての協議及び検討を行ったとのことです。具体的には、対象者のファイナンシャル・アドバイザーであるみずほ証券から、当社から提案を受けた本公開買付けの諸条件及び本公開買付け後に予定される一連の手続の内容その他本取引の概要について、当社及び当社のファイナンシャル・アドバイザーである野村証券から、当社グループの現状及び事業環境、本取引の目的その他本取引の背景等について、それぞれ説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行うとともに、本公開買付けの諸条件につき検討を行ったとのことです。また、第三者委員会は、対象者が対象者株式の株式価値の算定を依頼した第三者算定機関であるみずほ証券から、当社の提案に係る本公開買付けにおける対象者株式1株に対する買付け等の価格に対する第三者算

定機関としての考え方及び対象者と当社との間の当該価格に係る交渉状況に関する説明を受け、これらの点に関する質疑応答を行い、本公開買付価格の妥当性について検討したとのことです。さらに、第三者委員会は、対象者のリーガル・アドバイザーである西村あさひ法律事務所から、本公開買付けに関する対象者の取締役会の意思決定の方法及び過程等に対する説明を受け、意思決定に至る手続の公正性を検討したとのことです。

上記の検討の結果、第三者委員会は、(a) IT サービス市場における市場環境が変化する中、対象者の事業構造の変革を行う必要がある状況の下において、当社がその IT 分野における中核会社である対象者と一体経営することにより、事業検討に関する情報共有及び意思決定を迅速化し、(i) 営業面や人事、投資も含めた当社との一体経営を通じて、クラウド・コンピューティングやビッグデータ、ユニファイド・コミュニケーション等の領域でのビジネスモデルの変革を促進し、対象者の事業会社としての成長を加速させること、(ii) 対象者の事業会社としての成長により磨かれた IT 機能を通じて、当社グループ企業の競争力強化・次世代型ビジネスの創出に寄与すること、(iii) グローバルネットワークや各産業へのリーチを有する当社の事業基盤を最大限活用し、対象者を成長させ、両社が双方向で活用し合うことで、「当社の IT 総合力」、「対象者の事業力」を互いに引き上げていくことを目指すことは、IT サービス市場における市場環境の変化に柔軟に対応しつつ、これに合わせて事業構造を変革して業績を向上させることによって、対象者を含む当社グループの競争優位性を確保し、そのさらなる収益基盤強化と企業価値向上を実現するものとして合理的なものであると考えられることから、本取引は対象者の企業価値向上に資するものであり、本取引の目的は正当であって、(b) 本取引に係る意思決定過程に対象者との間に利益相反関係を有する取締役が参加しておらず、独立したファイナンシャル・アドバイザー及びリーガル・アドバイザーが選任され、また、独立した第三者評価機関からの算定書を取得していること等を踏まえれば、本取引の手続は公正なものであり、(c) 本公開買付けの買付条件の決定を含む本取引の手続は公正に行われたと判断できること、本公開買付価格が、みずほ証券による算定結果のうち、市場株価基準法及び類似企業比較法に基づく算定結果のレンジの上限額を上回るとともに、DCF 法に基づく算定結果のレンジの範囲内であること、本公開買付価格は、本答申書日付である 2014 年 8 月 5 日の東京証券取引所市場第二部における対象者株式の終値 185 円に対して 37.8%、2014 年 8 月 5 日までの過去 1 ヶ月間の終値単純平均値 180 円に対して 41.7%、2014 年 8 月 5 日までの過去 3 ヶ月間の終値単純平均値 166 円に対して 53.6%、2014 年 8 月 5 日までの過去 6 ヶ月間の終値単純平均値 160 円に対して 59.4%のプレミアムをそれぞれ加えた価格となっており、過去の同種案件との比較においても相応のプレミアムが付されていると考えられること、対象者と当社との間で真摯な価格交渉を行ってきたこと、利益相反を解消するための措置が十分に採られた上で決定された価格であること等から、本公開買付けの条件（本公開買付価格を含みます。）は妥当かつ公正であり、したがって、(d) 本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を勧めることは相当であり、また、(e) 以上に加え、二段階買収が本公開買付けの成立後速やかに行われる見込みであり、かつその際に交付される金銭の額は本公開買付価格に株主の皆様が所有していた対象者株式の数を乗じた価格

と同一となるよう算定される予定であることから、本取引は、対象者の少数株主にとって不利益なものでないと判断したとのことです。

以上の経緯で、第三者委員会は、2014年8月5日に、対象者取締役会に対し、(a) 本取引の目的は正当であること、(b) 本取引における手続は公正であること、(c) 本公開買付けの条件（本公開買付け価格を含みます。）は妥当かつ公正であること、(d) 本公開買付けに対して対象者の取締役会が賛同意見を表明すること及び対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を勧めることは相当であること、並びに(e) 本取引は、対象者の少数株主にとって不利益なものでないことを、それぞれ委員全員の一致で決議したことを内容とする本答申書を提出したとのことです。

IV. 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程等における透明性及び合理性を確保するため、対象者及び当社から独立した法律事務所である西村あさひ法律事務所をリーガル・アドバイザーとして選任し、同事務所から、本公開買付けを含む本取引に関する意思決定過程、意思決定方法その他本公開買付けを含む本取引に関する意思決定にあたっての留意点について法的助言を受けているとのことです。

V. 対象者における利害関係を有しない取締役全員の承認及び監査役全員の同意

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者株式価値算定書の内容及び西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえて、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、(i) 本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、(ii) 本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そこで2014年8月6日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役である中島透氏及び社外取締役である馬場由顕氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、対象者の取締役である中島透氏は、当社との間で本取引に関する協議・交渉が開始された時点においては、当社の完全子会社である韓国三井物産株式会社の代表理事社長であったため、本取引に関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、また、対象者の社外取締役である馬場由顕氏は、当社の従業員を兼務しており、本取引に関し対象者と利益が相反するおそれがあることから、特別利害関係人として、対象者の上記取締役会における本公開買付けを含む本取引に関する議題の審議及び決議には一切参加しておらず、対象者の立場において当社との協議及び交渉にも一切参加していないとのことです。

また、当該取締役会には、対象者の社外監査役を含む全ての監査役が出席し、その全ての監査役が、対象者の取締役会が本公開買付けに賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様

に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨の決議を行うことについて異議がない旨の意見を述べているとのことです。

VI. 他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、対象者との間で、対象者が対抗的買収提案者と接触することを禁止するような取引保護条項を含む合意等、当該対抗的買収提案者が対象者との間で接触することを制限するような内容の合意を行っておりません。

また、当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下、「公開買付期間」）を、法令に定められた最短期間である 20 営業日より長い 31 営業日に設定しております。当社は、公開買付期間を比較的長期に設定することにより、対象者の株主の皆様にも本公開買付けに対する応募について適切な判断機会を確保するとともに、対象者株式について当社以外の者にも対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

なお、上記「1. 買付け等の目的等」の「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、本日現在、当社は対象者の発行済株式総数の 58.37%（小数点以下第三位を四捨五入。69,078,900 株。）を既に所有しているため、本公開買付けにおいていわゆる「マジョリティ・オブ・マイノリティ」（Majority of Minority）の買付予定数の下限を設定すると、本公開買付けの成立を不安定なものとし、かえって本公開買付けに応募することを希望する少数株主の利益に資さない可能性もあるものと考え、本公開買付けにおいて買付予定数の下限は設定しておりません。もっとも、当社としては、本公開買付けにおいては、その公正性を担保するための上記 I ないし VI の措置を通じて、少数株主の利益には十分な配慮がなされていると考えております。

③ 算定機関との関係

野村證券は当社及び対象者の関連当事者には該当せず、本公開買付けを含む本取引に関して、重要な利害関係を有しておりません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
49,264,200(株)	一株	一株

(注 1) 本公開買付けにおいては、買付予定数の上限及び下限を設定しておりませんので、応募株券等の全部の買付けを行います。上記「買付予定数」欄には、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数を記載しております。当該最大数は、対象者が 2014 年 6 月 18 日に提出した第 23 期有価証券報告書に記載された 2014 年 3 月 31 日現在の発行済株式数（118,343,100 株）から本日現在公開買付者が所有する株式数（69,078,900 株）を控除した株式数（49,264,200 株）になります。

(注 2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手續に従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。

(注 3) 本公開買付けを通じて、対象者が所有する自己株式を取得する予定はありません。なお、本日現在、対象者が所有する自己株式はありません。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	690,789 個	(買付け等前における株券等所有割合 58.37%)
------------------------------	-----------	---------------------------

買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	未定	未定
買付け等後における公開買付け者の所有株券等に係る議決権の数	1,183,431 個	(買付け等後における株券等所有割合 100%)
買付け等後における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	(買付け等後における株券等所有割合 0%)
対象者の総株主等の議決権の数	1,183,423 個	

(注 1) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者（ただし、特別関係者のうち金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下、「法」）第 27 条の 2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第 38 号。その後の改正を含みます。以下、「府令」）第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者（を除きます。）が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、特別関係者の所有株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、「特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は分子に加算しておりません。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が 2014 年 6 月 18 日に提出した第 23 期有価証券報告書に記載された 2014 年 3 月 31 日現在の総株主等の議決権の数です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式についても本公開買付けの対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、その分母を、対象者が 2014 年 6 月 18 日に提出した第 23 期有価証券報告書に記載された 2014 年 3 月 31 日現在の発行済株式総数（118,343,100 株）に係る議決権の数（1,183,431 個）として計算しております。

(注 3) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金

金 12,562 百万円

(注) 買付予定数（49,264,200 株）に、本公開買付価格（金 255 円）を乗じた金額を記載しております。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
野村証券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

② 決済の開始日
2014 年 10 月 14 日（火曜日）

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）の住所宛に郵送します。なお、野村ネット&コールにおいて書面の電子交付等に承諾されている場合には、野村ネット&コールのウェブサイト (<https://nc.nomura.co.jp/>)にて電磁的方法により交付します。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により、決済の開始日以後遅滞なく受け取ることができます（送金手数料がかかる場合があります。）。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、公開買付期間の末日の翌々営業日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、公開買付代理人の応募株主等口座上で、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、応募の受付をされた公開買付代理人の本店又は全国各支店にご確認ください。）。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第 4 項各号に掲げる条件の有無及び内容

買付予定数の上限及び下限を設定しておりません。従って、公開買付者は、応募株券等の全部の買付けを行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下、「令」）第 14 条第 1 項第 1 号イないしリ及びヲないしソ、第 3 号イないしチ及びヌ、並びに同条第 2 項第 3 号ないし第 6 号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。なお、本公開買付けにおいて、令第 14 条第 1 項第 3 号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、①対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合であって、当社が当該虚偽記載等があることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかった場合及び②対象者の重要な子会社に令第 14 条第 1 項第 3 号イからリまでに掲げる事実が発生した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第 27 条の 6 第 1 項第 1 号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第 13 条第 1 項に定める行為を行った場合には、府令第 19 条第 1 項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募

株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店に、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下、「解除書面」）を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到達することを条件とします。なお、野村ネット & コールにおいて応募された契約の解除は、野村ネット & コールのウェブサイト (<https://nc.nomura.co.jp/>) 上の操作又は解除書面の送付により行ってください。野村ネット & コールのウェブサイト上の操作による場合は当該ウェブサイトに記載される方法に従い、公開買付期間末日の 15 時 30 分までに解除手続きを行ってください。解除書面の送付による場合は、予め解除書面を野村ネット & コール カスタマーサポートに請求したうえで、野村ネット & コール宛に送付してください。野村ネット & コールにおいても、解除書面が公開買付期間末日の 15 時 30 分までに到着することを条件とします。

解除書面を受領する権限を有する者

野村証券株式会社

東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号

(その他の野村証券株式会社全国各支店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の 6 第 1 項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第 9 条の 4 及び府令第 30 条の 2 に規定する方法により公表します。

(10) 公開買付開始公告日

2014年8月21日（木曜日）

(11) 公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

(1) 本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の方針等については、「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」、「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」、「(5) 上場廃止となる見込み及びその事由」をご参照ください。

(2) 今後の業績への影響の見通し

本公開買付けが当社の連結業績に与える影響は軽微です。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、対象者株式価値算定書の内容及び西村あさひ法律事務所からの法的助言を踏まえて、本答申書の内容を最大限に尊重しながら、本公開買付けを含む本取引の一連の手續及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、
(i) 本公開買付けを含む本取引により対象者の企業価値が向上すると見込まれるとともに、
(ii) 本公開買付け価格及び本公開買付けに係るその他の諸条件は対象者の株主の皆様にとって妥当であり、本公開買付けは、対象者の株主の皆様に対して、合理的な株式の売却の機会を提供するものであると判断したとのことです。そこで2014年8月6日開催の対象者の取締役会において、対象者の取締役である中島透氏及び社外取締役である馬場由顕氏を除く全ての取締役の全員一致で、本公開買付けへ賛同の意見を表明し、かつ、対象者の株主の皆様に対し、本公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行ったとのことです。

なお、これらの対象者の意思決定に係る詳細については、対象者プレスリリース及び上記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「② 算定の経緯」をご参照ください。

② 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

上記「1. 買付け等の目的等」の「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針」をご参照ください。

③ 買付け等の価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

上記「2. 買付け等の概要」、「(4) 買付け等の価格の算定根拠等」の「① 算定の基礎」及び「② 算定の経緯」をご参照ください。

(2) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

① 2015年3月期（第24期）1四半期決算短信の公表

対象者は、2014年8月6日に、「平成27年3月期第1四半期決算短信〔日本基準〕（連結）」を公表しております。当該公表に基づく、当該第1四半期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、監査法人の四半期レビューを受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、公開買付者はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

(a) 損益の状況（連結）

決算年月	2015年3月期 (第24期第1四半期)
売上高	8,730百万円
売上原価	6,407百万円
販売費及び一般管理費	3,242百万円
営業損失	920百万円
営業外収益	19百万円
営業外費用	3百万円
経常損失	904百万円
四半期純損失	601百万円

(b) 一株当たりの状況（連結）

決算年月	2015年3月期 (第24期第1四半期)
1株当たり四半期純損失	5円08銭
1株当たり配当額	－円

対象者によれば、対象者は、2014年8月13日を目処に、2015年3月期（第24期）第1四半期（自2014年4月1日至2014年6月30日）に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

② 配当予想の修正

対象者は、2014年8月6日開催の対象者取締役会において、本公開買付けが成立することを条件に、2015年3月期の中間配当及び期末配当を行わないことを決議しているとのことです。詳細については、対象者公表の2014年8月6日付「平成27年3月期配当予想の修正に関するお知らせ」をご参照ください。

以 上

本件に関する問合せ先：三井物産株式会社
 IR部 TEL：03(3285)7910
 広報部 TEL：03(3285)7566

【勧誘規制】

このプレスリリースは、本公開買付けを一般に公表するための記者発表文であり、売付けの勧誘を目的として作成されたものではありません。売付けの申込みをされる際は、必ず本公開買付けに関する公開買付説明書をご覧いただいた上で、株主ご自身の判断で申込みを行ってください。このプレスリリースは、有価証券に係る売却の申込みもしくは勧誘、購入申込みの勧誘に該当する、又はその一部を構成するものではなく、このプレスリリース（もしくはその一部）又はその配布の事実が本公開買付けに係るいかなる契約の根拠となることもなく、また、契約締結に際してこれらに依拠することはできないものとします。

【将来予測】

本発表資料には、将来に関する記述が含まれています。こうした記述は、現時点で当社が入手している情報を踏まえた仮定、予期及び見解に基づくものであり、既知及び未知のリスクや不確実性及びその他の要素を内包するものです。かかるリスク、不確実性及びその他の要素によって、当社の実際の業績、財政状況またはキャッシュ・フローが、こうした将来に関する記述とは大きく異なる可能性があります。こうしたリスク、不確実性その他の要素には、当社の最新の有価証券報告書、四半期報告書等の記載も含まれ、当社は、将来に関する記述のアップデートや修正を公表する義務を一切負うものではありません。また、本発表資料は、上記事実の発表を目的として作成されたものであり、日本国内外を問わず一切の投資勧誘またはそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。

【米国規制】

本公開買付けは、公開買付者である当社により、日本で設立された会社である対象者の証券を対象として行われるものです。これらの会社は日本に所在し、全ての役員及び取締役は日本の居住者であるため、本公開買付けに関して米国証券諸法に基づいて生じる可能性のある権利及び請求を執行することは困難な場合があります。これらの会社又はその役員もしくは取締役を、米国証券諸法の違反を理由として日本の裁判所に訴えることはできない可能性があります。また、これらの会社及びその関連会社に対し、米国裁判所の判決に従わせることは困難な場合があります。本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 13 条(e)項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付はこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書中に含まれる全ての財務情報が米国の会社の財務情報と同等のものとは限りません。

本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。

本書中の記載には、米国 1933 年証券法（Securities Act of 1933）第 27A 条及び米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）第 21E 条で定義された「将来に関する記述」が含まれています。既知もしくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又は関連会社は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書の日付の時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令で義務付けられている場

合を除き、公開買付者又はその関連会社は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

公開買付者及び対象者の各ファイナンシャル・アドバイザー並びに公開買付代理人（それらの関連会社を含みます。）は、それらの通常の業務の範囲において、日本の証券取引関連法制上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934）（その後の改正を含みます。）規則 14e-5(b)の要件に従い、対象者の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は本公開買付けにおける買付け等の期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザー又は公開買付代理人の英語ホームページ（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます。

【その他の国】

国又は地域によっては、このプレスリリースの発表、発行又は配布に法律上の制限が課されている場合があります。かかる場合はそれらの制限に留意し、遵守してください。本公開買付けに関する株券の買付け等の申込み又は売付け等の申込みの勧誘をしたことにはならず、単に情報としての資料配布とみなされるものとします。